

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱(平成20年3月28日付け19森第9171号農林水産部長通知)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、福島県森林整備業務条件付一般競争入札実施要領第6条第3項の規定により森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書(様式第1号)により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県」と記載すること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。
 - イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には見積りに係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

5 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、森林整備業務等入札参加資格制限を行うことがある。

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県財務規則（以下「規則」という。）第 249 条第 1 項第 4 号の規定により免除するものとする。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

(4) 落札者

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は、契約代金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、規則第 229 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

なお、落札者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

(6) 前金払

規則第 112 条に定める前金払は、委託代金額の 10 分の 3 以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(7) 部分払

規則第 238 条に定める部分払は、業務の既済部分に対する代価の 10 分の 9 以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が委託代金額の 10 分の 3 を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は 1 回限りとする。

(8) 委託の期間

委託の期間は、入札公告による。ただし、委託業務の着手時期は、契約締結の日から 5 日以内とする。

(9) 委託契約書

別紙委託契約書案による。

(10) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(11) 現場責任者

現場責任者は、「競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件」(平成 18 年福島県告示第 551 号) 第 1 の第 6 号に掲げる者(林業専門技術者)とする。

(12) 提出書類

受託者は、仕様書に定めるほか、以下に掲げるものを契約締結後 5 日以内に提出しなければならない。

ア 着手届

イ 作業工程表

契 約 の 保 証 に つ い て

1 落札者は、委託契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る契約保証金領収書の提示

[注] イ 契約保証金領収書は、委託者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）を払い込んで、交付を受けること。

ロ 委託金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。

ハ 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ニ 受託者は、委託者による履行検査終了後、契約保証金の払渡しを求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

[注] イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価額は、次のいずれかに限るものとする。

- | | |
|----------|------------|
| 1 福島県債証券 | 額面金額 |
| 2 国債証券 | 額面金額の10分の8 |

ロ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課又は県南地方振興局出納室に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ハ 上記ロの有価証券が記名証券の場合は、その払込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

ニ 委託金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。

ホ 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヘ 受託者は、委託者による履行検査終了後、有価証券の払渡しを求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）

又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

ロ 保証書のあて名の欄には、「福島県県南農林事務所長 船木 秀晴」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、委託契約書に記載される事業名及び事業箇所が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、委託契約書に記載された事業期間を含むものとする。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。

チ 委託金額の変更又は事業期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。

リ 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、委託者による履行検査終了後、委託者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

[注] イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

ロ 公共工事履行保証証券のあて名の欄には、「福島県県南農林事務所長 船木 秀晴」と記載するように申し込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、委託契約書に記載される事業名及び事業箇所が記載されるように申し込むこと。

ニ 保証金額は、委託金額の100分の5の金額以上とすること。

ホ 保証期間は、委託契約書に記載された事業期間を含むものとする。

ヘ 委託金額の変更又は事業期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。

ト 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

[注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券のあて名の欄には、「福島県県南農林事務所長 船木 秀晴」と記載するように申し込むこと。

- ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、委託契約書に記載される事業名及び事業箇所が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保険金額は、委託金額の100分の5の金額以上とすること。
- ヘ 保険期間は、事業期間を含むものとする。
- ト 委託金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。
- チ 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

森林環境基金森林整備事業委託契約書

事業名

事業箇所

事業期間 着手 平成 年 月 日

完成 平成 年 月 日

委託金額 金 円也

うち取引に係る消費税

及び地方消費税相当額 金 円也

契約保証金 免 除

上記の事業について委託者 福島県 を甲とし、受託者 を乙として次の条項によって委託契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 住所 福島県白河市昭和町269番地
福島県
氏名 福島県県南農林事務所長 船木 秀晴

受託者 住所
氏名

条 項

(総 則)

第1条 乙は、別冊設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき、頭書の委託金額をもって頭書の期間内に誠意をもって委託事業を完成させなければならない。

2 設計図書に明示されないもので必要軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(契約の保証)

第2条 甲は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定に基づき、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

~~第3条 乙は、この契約の履行に関し、債務不履行の場合の遅延利息、違約金及びその他の損害金の支払いを行い、自己に代わって自らその事業等を完成することを保証する連帯保証人を立てなければならない。~~

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないでこの契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず第三者に譲渡し、承継し、又は一括して委任し、若しくは下請させてはならない。

(監 督 員)

第5条 甲は、委託事業に関し、自己に代わって監督又は指示する監督員をおき、その旨を乙に通知するものとする。

2 監督員は、この契約並びに設計書、仕様書等により定められた事項の範囲内において必要な監督を行い、第6条に規定する現場責任者に対して指示を与える等の職務を行うものとする。

3 監督員は、乙の現場責任者、使用人又は労務者で事業実行上不適格と認められる者であるときは、その理由を明示して乙にその交替を求めることができる。

(現場責任者)

第6条 乙は、委託事業の実施について、「競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（平成18年福島県告示第551号）第1の第6号に掲げる者を現場責任者としておかななければならない。

2 乙は、前項により、現場責任者をおいたとき及び変更したときは、速やかにその住所、氏名及びその他必要事項について記入した書面をもって甲に通知しなければならない。

(条件変更等)

第7条 乙は、事業の実施にあたり、契約の内容と現場の状態が一致しないときは甲に通知し、その指示を受けなければならない。

2 前項に理由により、事業内容の変更又は設計書の訂正がなされた場合は、次条第1項及び第2項の規定を準用する。

(契約の変更)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、事業計画及び設計を変更することができる。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは委託金額を変更し、又は必要な費用等を甲が負担しなければならない。

2 工期又は委託金額の変更は、甲、乙協議して定める。

3 甲は、第1項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は、甲、乙協議して定める。

(乙の請求による事業期間の延長)

第9条 乙は、天災その他乙の責に帰することができない理由により、契約期間中に業務を完成する見込みがないときは、書面をもって甲に工期の延長を求めることができる。

この場合における延長日数は、甲、乙協議して定める。

(損害負担)

第10条 委託事業の実施に関し、発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)は、乙の負担とする。

ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託事業が完成したときは、甲に対し、契約履行期限内に完成届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完成届を受領したときは、その日から起算して10日以内に乙の立会のもとに検査し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、委託業務の完成確認と同時に当該委託業務の引渡しを受けるものとする。

4 第2項の検査の結果、不合格となり、甲が手直しを命じたときは、乙は、遅滞なく当該手直しを行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

5 乙は、前項により命じられた手直しを完成したときは、甲に完成届けを提出し、再検査を受けなければならない。

この場合における再検査の期日等については、第2項の規定を準用する。

(委託代金の請求等)

第12条 乙は、前条第2項又は第5項の規定による検査に合格したときは、書面により委託代金を請求することができる。

2 甲は、前項の規定により委託代金の請求があったときは、受領した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(部分払)

第13条 乙は、甲に対し、次の各号の要件を満たしたときは、1回限り部分払の請求をすることができる。

一 委託金額が100万円以上であるとき。

二 事業完成部分に対する代価が委託金額の10分の3を超えているとき。

2 甲は、前項の規定により部分払の請求があったときは、第11条第2項の規定に準じて中間検査を行い、出来高金額の10分の9の範囲内(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)で支払うものとする。

この場合の支払い期限は、第12条第2項の規定を準用する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第14条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに

当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第8条第1項及び第9条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託代金の額に年3.6%の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責に帰すべき事由により第12条第2項（第13条第2項で準用する場合も含む。）の規定による委託代金の支払が遅れたときは、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、委託代金の額に年3.6%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、委託事業の契約を解除することができる。

- 一 乙の責に帰すべき理由により契約期間内に委託事業が完成しないとき、又はこの委託事業を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な理由がないのに着手期日を過ぎても委託事業に着手しないとき。
 - 三 乙が、契約の解除を申し出たとき。
 - 四 契約に違反し、その違反によって契約の目的が達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により当該契約を解除したときは、甲は、履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受け、当該検査に合格した部分に相当する委託代金を乙に支払わなければならない。
- 3 第1項の第1号から第4号までの規定により当該契約が解除されたときは、乙は委託代金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（天災地変、不可抗力による無償延期等）

第16条 乙は、その責めに帰することができない事由により、頭書の履行期限までに完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めるときは、遅延利息又は第15条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（談合による損害賠償）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第15条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したと

き。

三 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

四 乙が、独占禁止法第77条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

五 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

~~（連帯保証人）~~

~~第18条 甲は、第15条第1項各号又は第17条第1項各号の~~に該当するときは、~~連帯保証人に対して委託事業を完成すべきことを請求することができる。~~

~~2 連帯保証人は、前項の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず、この契約に基づく乙の権利及び義務の一切を承継する。~~

（臨機の措置）

第19条 乙は、災害防止等のため必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、あらかじめ監督員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

2 前項の場合、乙はそのとった措置内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止、その他事業執行上特に必要があるときは、乙に対し、臨機の措置を求めることができる。

4 乙が、第1項又は第3項により当該措置に要した経費のうち、乙が委託金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

この場合における甲の負担額は、甲、乙協議して決定するものとする。

（個人情報の保護）

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（補 則）

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第9 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(権利義務の譲渡等に伴う措置)

第11 乙は、契約書第4条に基づき、業務の権利義務を第三者に譲渡等するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を譲渡等の相手方にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第12 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第13 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。